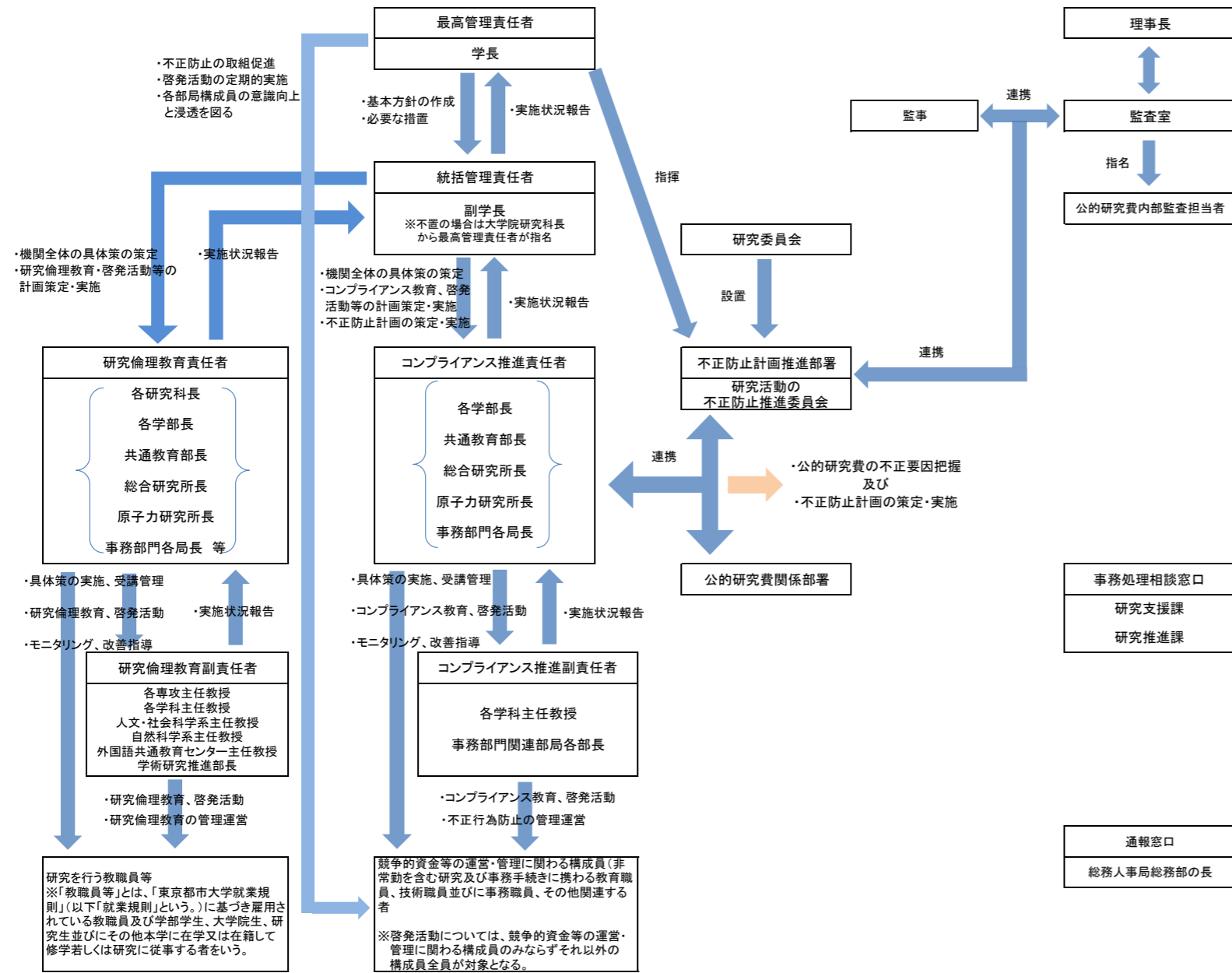


# 東京都市大学における研究活動に関する運営及び管理体制



**最高管理責任者**

- 機関全体を統括し、研究活動について最終責任を負う。
- 不正防止対策の基本方針を策定し、周知するとともに実施するために必要な措置を講じる。
- 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って「管理・運営が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。
- 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たり、重要事項を審議する役員会・理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- 自ら部署等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

**監事**

- 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について 機関全体の観点から確認し、役員会等で意見を述べる。
- 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。
- 競争的研究費等の運営・管理についても重要な監査対象として確認する。

**監査担当者**

- 理事長の直轄的組織である学校法人五島育英会監査室が、法人に所属する職員から監査担当者を指名し、複数の組織から人員を確保してチームとして内部監査を実施する。

**統括管理責任者**

- 最高管理責任者を補佐し、研究活動について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策の策定・実施、報告を行う。
- コンプライアンス教育や啓発活動等を通して構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を行う。
- 競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。
- 不正防止計画推進部署とともに不正防止計画を策定し、実施する。

**コンプライアンス推進責任者**

- 各部署等の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部署等において、コンプライアンス教育、適切な管理・執行のモニタリングとその改善指導を行う。
- 統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
- 統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

**コンプライアンス推進副責任者**

- コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、学科等における不正行為の防止に関する管理運営に取り組む。

**研究倫理教育責任者**

- 所属する研究者、研究支援人材など広く研究活動に関わる者を対象に、研究倫理に関する知識を定着・更新させるべく、定期的に研究倫理教育を実施する。

**研究倫理教育副責任者**

- 研究倫理教育責任者の指示に基づき、研究科等における不正行為の防止に関する管理運営に取り組む。

**不正防止計画推進部署**

- 研究活動の不正行為の防止及び研究者等の適正な執行のため、最高管理責任者のもと不正防止計画の策定・見直しとその状況確認、モニタリングによる執行状況の検証、公的研究費の管理に関する各部署、監事及び内部監査部門との連携を図る。
- 統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等)を策定し、実施状況を確認する。

**事務処理相談窓口**

- 公的研究費に係る事務処理手続き及び資金の使用等に関し、研究遂行の適切な支援を行う(研究支援課)。
- 研究活動における不正行為について事例や動向を収集し、事前に防止するための取組を推進する(研究推進課)

**通報窓口**

- 不正行為にかかわる告発の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行う。